

○ 学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号） 新旧対照条文（抄）
 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）（附則第三十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（労働安全コンサルタント試験） 第八十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、労働安全コンサルタント試験を受けることができない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）で、その後七年以上安全の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>三（略）</p> <p>4（略）</p> <p>別表第六（第四十六条関係）</p> <p>一 条件</p> <p>（一） 学校教育法による大学又は高等専門学校において工学に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下「工学関係大学等卒業生」という。）で、次のいずれにも該当する研修であつて学科研修の時間が百六十時間以上であり、かつ、検査実習が十件以上であるものを修了したものであること。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（二）・（三）（略）</p> <p>二（略）</p>	<p>（労働安全コンサルタント試験） 第八十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、労働安全コンサルタント試験を受けることができない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後七年以上安全の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>三（略）</p> <p>4（略）</p> <p>別表第六（第四十六条関係）</p> <p>一 条件</p> <p>（一） 学校教育法による大学又は高等専門学校において工学に関する学科を修めて卒業した者（以下「工学関係大学等卒業生」という。）で、次のいずれにも該当する研修であつて学科研修の時間が百六十時間以上であり、かつ、検査実習が十件以上であるものを修了したものであること。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（二）・（三）（略）</p> <p>二（略）</p>

別表第二十（第七十七条関係）

一 木材加工用機械作業主任者技能講習及びプレス機械作業主任者技能講習

	講習科目		条件
	（略）	<p>作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識</p> <p>作業に係る機械、その安全装置等の保守点検に関する知識</p>	
（略）	（略）	<p>一 学校教育法による大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）において機械工学に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）で、その後二年以上当該作業に係る機械の設計、製作、検査又は取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二・三 （略）</p>	
（略）	<p>作業の方法に関する知識</p>	<p>一 大学等を卒業した者（専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）で、その後一年以上当該作業に係る機械の取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二・三 （略）</p>	

二 乾燥設備作業主任者技能講習

別表第二十（第七十七条関係）

一 木材加工用機械作業主任者技能講習及びプレス機械作業主任者技能講習

	講習科目		条件
	（略）	<p>作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識</p> <p>作業に係る機械、その安全装置等の保守点検に関する知識</p>	
（略）	（略）	<p>一 学校教育法による大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上当該作業に係る機械の設計、製作、検査又は取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二・三 （略）</p>	
（略）	<p>作業の方法に関する知識</p>	<p>一 大学等を卒業した者で、その後一年以上当該作業に係る機械の取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二・三 （略）</p>	

二 乾燥設備作業主任者技能講習

学科講 習 火薬類に 関する知 識	講習科目 条件	三 コンクリート破砕器作業主任者技能講習		講習科目 条件	学科講 習 乾燥設備及びその附属設備の構造及び取扱いに関する知識	乾燥設備及びその附属設備等の点検整備及び異常時の処置に関する知識	一 大学等において工学に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）で、その後三年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。 二・三 (略)
		条件	一 大学等において工業化学、採鉱又は土木に関する学科を修めて卒業した者を含む。	一 大学等において工学又は化学に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後三年以上乾燥設備の取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。 二・三 (略)	一 大学等において工学に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）で、その後三年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。 二・三 (略)		

学科講 習 火薬類に 関する知 識	講習科目 条件	三 コンクリート破砕器作業主任者技能講習		講習科目 条件	学科講 習 乾燥設備及びその附属設備の構造及び取扱いに関する知識	乾燥設備、その附属設備等の点検整備及び異常時の処置に関する知識	一 大学等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。 二・三 (略)
		条件	一 大学等において工業化学、採鉱又は土木に関する学科を修めて卒業した者を含む。	一 大学等において工学又は化学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上乾燥設備の取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。 二・三 (略)	一 大学等において工学に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）で、その後三年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。 二・三 (略)		

	<p>コンクリート 破砕器の取扱 いに関する知 識</p>	<p>業した者（当該学科を修めて専門 職大学前期課程を修了した者を含 む。以下この表において同じ。） で、その後一年以上火薬類の取扱 いの業務に従事した経験を有する ものであること。 二（略）</p>	<p>四 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習、ずい道等 の掘削等作業主任者技能講習、ずい道等の覆工作業主任者技能 講習、型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習、足場の組立 て等作業主任者技能講習、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任 者技能講習、鋼橋架設等作業主任者技能講習、コンクリート造 の工作物の解体等作業主任者技能講習及びコンクリート橋架設 等作業主任者技能講習</p>	<p>講習科目</p>	<p>学科講 習</p> <p>作業の方法に 関する知識</p>	<p>条件</p> <p>一 大学等において土木、建築又は 採鉱に関する学科（ずい道等の掘 削等作業主任者技能講習及びずい 道等の覆工作業主任者技能講習に あつては建築に関する学科を除き 、足場の組立て等作業主任者技能 講習にあつては造船に関する学科 を含む。以下この表において「特 定学科」という。）を修めて卒業 した者（特定学科を修めて専門職 大学前期課程を修了した者を含む</p>
--	---	--	--	-------------	--	---

	<p>コンクリート 破砕器の取扱 いに関する知 識</p>	<p>業した者で、その後一年以上火薬 類の取扱いの業務に従事した経験 を有するものであること。 二（略）</p>	<p>四 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習、ずい道等 の掘削等作業主任者技能講習、ずい道等の覆工作業主任者技能 講習、型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習、足場の組立 て等作業主任者技能講習、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任 者技能講習、鋼橋架設等作業主任者技能講習、コンクリート造 の工作物の解体等作業主任者技能講習及びコンクリート橋架設 等作業主任者技能講習</p>	<p>講習科目</p>	<p>学科講 習</p> <p>作業の方法に 関する知識</p>	<p>条件</p> <p>一 大学等において土木、建築又は 採鉱に関する学科（ずい道等の掘 削等作業主任者技能講習及びずい 道等の覆工作業主任者技能講習に あつては建築に関する学科を除き 、足場の組立て等作業主任者技能 講習にあつては造船に関する学科 を含む。以下この表において「特 定学科」という。）を修めて卒業 した者で、その後三年以上建設の 作業（ずい道等の掘削等作業主任</p>
--	---	--	--	-------------	--	---

五 採石のための掘削作業主任者技能講習

講習科目		条件
(略)	岩石の種類、岩石の採取のための掘削の方法等に関する知識	
(略)	二・三 (略)	一 大学等において採鉱又は土木に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後三年以上採石作業に従事した経験を有するものであること。

(略)	(略)
(略)	二・三 (略)

。で、その後三年以上建設の作業（ずい道等の掘削等作業主任者技能講習及びずい道等の覆工作業主任者技能講習にあつてはずい道等の建設の作業に限り、足場の組立て等作業主任者技能講習にあつては造船の作業を含み、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習にあつてはコンクリート造の工作物の解体等の作業に限る。以下この表において「特定作業」という。）に従事した経験を有するものであること。

五 採石のための掘削作業主任者技能講習

講習科目		条件
(略)	岩石の種類、岩石の採取のための掘削の方法等に関する知識	
(略)	二・三 (略)	一 大学等において採鉱又は土木に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上採石作業に従事した経験を有するものであること。

(略)	(略)
(略)	二・三 (略)

者技能講習及びずい道等の覆工作業主任者技能講習にあつてはずい道等の建設の作業に限り、足場の組立て等作業主任者技能講習にあつては造船の作業を含み、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習にあつてはコンクリート造の工作物の解体等の作業に限る。以下この表において「特定作業」という。）に従事した経験を有するものであること。

六 (略)
七 船内荷役作業主任者技能講習

講習科目	条件
玉掛け作業及び合図の方法に関する知識 (略)	一 大学等において力学に関する学科を修めて卒業した者(当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。)で、その後二年以上玉掛け作業に従事した経験を有するものであること。 二・三 (略)
(略)	(略)

八 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習

講習科目	条件
木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識	一 大学等において建築に関する学科を修めて卒業した者(当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。)で、その後三年以上木造建築物の組立て等の作業に従事した経験を有するものであること。 二・四 (略)
木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識	二・四 (略)

六 (略)
七 船内荷役作業主任者技能講習

講習科目	条件
玉掛け作業及び合図の方法に関する知識 (略)	一 大学等において力学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上玉掛け作業に従事した経験を有するものであること。 二・三 (略)
(略)	(略)

八 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習

講習科目	条件
木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識	一 大学等において建築に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上木造建築物の組立て等の作業に従事した経験を有するものであること。 二・四 (略)
木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識	二・四 (略)

九 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習

	講習科目		条件
	学科講習 第一種圧力容器の構造に関する知識	危険物及び化学反応に関する知識	
(略)	(略)	(略)	一 大学等において機械工学又は化学工学に関する学科を修めて卒業した者(当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下この表において同じ。)で、その後五年以上ボイラー又は第一種圧力容器の設計、製作、検査又は取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。 二・三 (略)
(略)	(略)	(略)	一 大学等において工業化学に関する学科を修めて卒業した者(当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。)で、その後六年以上危険物に関する業務に従事した経験を有するものであること。 二・三 (略)

十・十一 (略)

九 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習

	講習科目		条件
	学科講習 第一種圧力容器の構造に関する知識	危険物及び化学反応に関する知識	
(略)	(略)	(略)	一 大学等において機械工学又は化学工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後五年以上ボイラー又は第一種圧力容器の設計、製作、検査又は取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。 二・三 (略)
(略)	(略)	(略)	一 大学等において工業化学に関する学科を修めて卒業した者で、その後六年以上危険物に関する業務に従事した経験を有するものであること。 二・三 (略)

十・十一 (略)

十二 酸素欠乏危険作業主任者技能講習

講習科目	学科講 習		条件
	(略)	(略)	
(略)	(略)	酸素欠乏の発生の原因及び防止措置に関する知識	(略)
(略)	(略)	一 大学等において理学又は工学に関する学科を修めて卒業した者(当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。)で、その後二年以上労働衛生に係る工学に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。 二 (略)	(略)

十三 (略)
十四 床上操作式クレーン運転技能講習

講習科目	学科講 習		条件
	(略)	(略)	
(略)	(略)	原動機及び電気に関する知識	(略)
(略)	(略)	一 大学等において電気工学又は機械工学に関する学科を修めて卒業した者(当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む	(略)

十二 酸素欠乏危険作業主任者技能講習

講習科目	学科講 習		条件
	(略)	(略)	
(略)	(略)	酸素欠乏の発生の原因及び防止措置に関する知識	(略)
(略)	(略)	一 大学等において理学又は工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上労働衛生に係る工学に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。 二 (略)	(略)

十三 (略)
十四 床上操作式クレーン運転技能講習

講習科目	学科講 習		条件
	(略)	(略)	
(略)	(略)	原動機及び電気に関する知識	(略)
(略)	(略)	一 大学等において電気工学又は機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。	(略)

講習科目	条件	十五 (略) 十六 ガス溶接技能講習		
		(略)	(略)	(略)
講習科目	条件	十七 (略) 十八 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用) 運転技能講習及び車両系建設機械(解体用) 運転技能講習		
		(略)	(略)	(略)
講習科目	条件	十五 (略) 十六 ガス溶接技能講習		
		(略)	(略)	(略)
講習科目	条件	十七 (略) 十八 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用) 運転技能講習及び車両系建設機械(解体用) 運転技能講習		
		(略)	(略)	(略)

講習科目	条件	十五 (略) 十六 ガス溶接技能講習		
		(略)	(略)	(略)
講習科目	条件	十七 (略) 十八 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用) 運転技能講習及び車両系建設機械(解体用) 運転技能講習		
		(略)	(略)	(略)
講習科目	条件	十五 (略) 十六 ガス溶接技能講習		
		(略)	(略)	(略)
講習科目	条件	十七 (略) 十八 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用) 運転技能講習及び車両系建設機械(解体用) 運転技能講習		
		(略)	(略)	(略)

(略)	学科講習		(略)
	(略)	運転に必要な 一般的事項に 関する知識	
(略)	(略)	二・三 (略)	(略)
(略)	(略)	一 大学等において土木に関する学 科を修めて卒業した者(当該学科 を修めて専門職大学前期課程を修 了した者を含む。以下同じ。)で あること。	(略)

十九・二十
二十一 高所作業車運転技能講習

(略)	学科講習		(略)
	(略)	運転に必要な 一般的事項に 関する知識	
(略)	(略)	二・三 (略)	(略)
(略)	(略)	一 大学等において力学及び電気に 関する学科を修めて卒業した者(当 該学科を修めて専門職大学前期 課程を修了した者を含む。)であ ること。	(略)

(略)	学科講習		(略)
	(略)	運転に必要な 一般的事項に 関する知識	
(略)	(略)	二・三 (略)	(略)
(略)	(略)	一 大学等において土木に関する学 科を修めて卒業した者であること 。	(略)

十九・二十
二十一 高所作業車運転技能講習

(略)	学科講習		(略)
	(略)	運転に必要な 一般的事項に 関する知識	
(略)	(略)	二・三 (略)	(略)
(略)	(略)	一 大学等において力学及び電気に 関する学科を修めて卒業した者で あること。	(略)

二十二·二十三
(略)

二十二·二十三
(略)